

法務局から地図作成作業についてのお知らせ

富山地方法務局

土地所有者及び居住者の皆様にお願ひ

富山地方法務局では、令和5年度及び令和6年度に、高岡市京町・大町・川原町・袋町・千木屋町・小馬出町・木舟町・川原本町の一部・二丁町の全部（下図の黄色で着色した地域）について、不動産登記法第14条第1項に定める地図（以下「法第14条第1項地図」といいます。）の作成作業を実施します。

つきましては、本作業を進めるため、土地所有者等の皆様に御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

地図作成作業の作業期間等

作業期間 令和5年10月頃から令和7年3月31日までの間
計画機関 富山地方法務局
作業機関 公益社団法人富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

【地図作成作業を実施する地域】

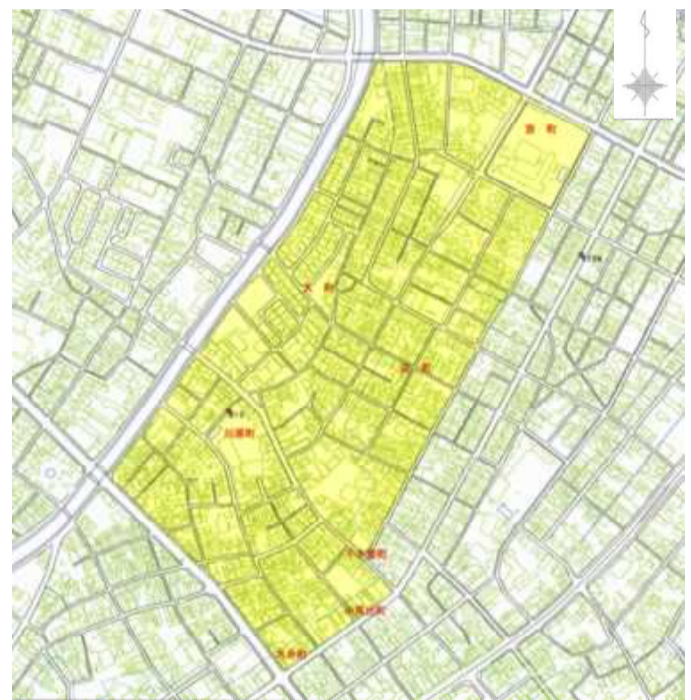
法第14条第1項地図とは

登記所（法務局）には、その土地の権利関係を公示するため、土地一筆ごとに登記記録が備え付けられています。登記記録には、その土地を特定するための情報として、所在、地番、地目及び地積についても記録されていますが、これだけでは、その土地の実際の位置や区画を特定することはできません。

そこで、土地の位置や区画などを特定する役割を果たすのが地図であり、不動産登記法第14条第1項は、登記所（法務局）に地図を備え付けるものとしています。

この地図は、国家基準点や公共基準点を基点として各土地の筆界（隣接する土地との境界）を測量して作成する精度の高いものであり、一般的に「法第14条第1項地図」と呼ばれています。

法第14条第1項地図が備え付けられることによって、境界紛争を未然に防ぐことができ、安心して土地の管理又は取引ができるようになるとともに、地震等の自然災害により土地の位置や区画が不明となった場合も筆界（境界）を復元することが可能となり、速やかな災害復旧に効果を発揮します。



測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5 J H s 3 5 0

法第14条第1項地図を作成する理由

皆様のお住まいの地域については、法第14条第1項地図が備え付けられておらず、明治時代に作成された旧土地台帳附属地図といわれる地図に準ずる図面（公図）が備え付けられています。公図の精度は低く、その上、長い年月の経過により、現地の土地の形状と一致しなかったり、土地の筆界（境界）や面積が正確でないものがあるため、そのことが原因となって、売買などの不動産取引や、不動産登記の申請手続において問題が生じることがあります。

そこで、このような問題を解決するためにも、精度の高い法第14条第1項地図を作成する必要があります。

測量に関する費用

測量に関する費用について御負担いただくことはありません。ただし、筆界（境界）確認に立ち会っていただくための交通費等は個人負担となります。

なお、筆界（境界）が確定した土地の各筆界にコンクリート杭など永久的な境界標の埋設を希望される場合は、土地の所有者の方にその費用を御負担いただくこととなります。

皆様へのお願い事項

- 1 現在ある境界杭や標識などは、測量の基礎となるものですから絶対に動かさないようお願いいたします。
- 2 隣接地との境については、位置を確認しておいてください（隣接地の所有者の方と事前に協議いただく必要はありません）。
- 3 測量などのために、皆様の所有地へ立ち入ることがありますので御了承ください。

その他・御留意いただきたい事項

地図作成作業において、隣接地との筆界が確認できなかった場合には、「筆界未定地」として処理されますので、作成される地図上には、筆界線が表示されないこととなります。

地図作成作業後に、筆界（境界）が確認された場合の登記手続等は、各所有者の御負担により行っていただくこととなります。

お問合せ先

〒930-0856 富山市牛島新町1-1番7号
富山地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室
TEL 076-441-6392（直通）

〒933-0942 高岡市川原町7番25号（旧川原小学校前 旧かわらっこ育成クラブ）
富山地方法務局地図作成現地事務所
TEL 0766-25-0755